

平成 25 年 7 月 24 日

工学研究所プロジェクト研究の方針

工学研究所プロジェクト研究の趣旨

神奈川大学工学研究所は、工学研究の進展に資するという本研究所設立の目的を促進するため、プロジェクト研究を実施する。

プロジェクト研究の種類

本プロジェクト研究は次の A・B・C の 3 種類とする。

・プロジェクト研究 (A)：研究組織を充実して実行する研究

客員研究員・特別研究員制度を活用し、学内外の人材を工学研究所の研究課題遂行のため積極的に招聘して密度の濃い研究を実行する。

・プロジェクト研究 (B)：外部研究資金を獲得して実行する研究

外部の競争的資金を積極的に獲得し、高度な研究課題を計画し目標を達成する研究。競争的資金獲得申請に必要な経費（事務連絡費・交通費等 20 万円程度）は申請・審査の上支給する。尚、研究体制の整備ため客員研究員・特別研究員制度の利用は可能。

・プロジェクト研究 (C)：課題研究所を設立して実行する研究

神奈川大学の特徴ある知的資源および外部諸機関等が有する各種資源を結合し、社会における具体的な課題を集中的に研究する課題研究所を設立し社会に貢献する。課題研究所は社会と接点を持った外部の人材との交流を図り、継続的な研究目標を達成するために客員研究員・特別研究員を招聘・組織するだけでなく、外部に課題研究所支所の開設を認める。本課題研究所の経費は基本的には外部資金に依る。但し、課題研究所の立ち上げ等必要のある場合は工学研究所が支援する。

プロジェクト研究の期間

研究期間は 3 年以内とする。研究期間終了後、再度、申請・審査の上、継続することは可能とする。

プロジェクト研究のテーマの審査

工学研究所事務局は年 2 回（5 月末と 10 月末）、所員のプロジェクト研究の申請を所定の書式にしたがって受付ける。工学研究所運営委員会は審査委員会を構成し、ヒアリングの上プロジェクト研究の採択を決定する。

研究成果・工業所有権の帰属

プロジェクト研究の研究成果の帰属は共同研究者間の協議の上決定する。プロジェクト研究の結果生じた特許権（実用新案、意匠及び商標を含む）を受ける権利は、研究者間の協議の上決定する。

研究成果の報告

次の方法で報告と発表する義務がある。

- 1) 各年度ごとにプロジェクト研究報告書を提出する。
- 2) プロジェクト研究終了後はプロジェクト研究成果報告書を提出する。
- 3) 研究支援部産官学連携課等が紹介する学外向けの発表機会に出展する。
- 4) プロジェクト研究終了後の翌年の研究所所報で研究経過、研究成果などを報告する。